

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 福島県選挙管理委員会

○福島県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数を告示する件

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十三年十一月二十日執行の福島県議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。  
平成二十三年十一月十日

### 福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙区	制 限 額	選挙区	制 限 額
福島市	六、三五一、六〇〇円	田村市	六、三四五、二〇〇円
会津若松市	六、〇〇六、六〇〇円	南相馬市	六、四三六、八〇〇円
郡山市	六、三五八、四〇〇円	相馬郡飯館村	六、三二五、三〇〇円
		伊達市	六、三二五、三〇〇円
		伊達郡	

### 福島県選挙管理委員会告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十三年十一月九日現在において、次のとおりである。  
平成二十三年十一月十日

### 福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

いわき市	六、二一四、〇〇〇円	本宮市	六、五七三、四〇〇円
白河市	六、四三九、二〇〇円	安達郡	
西白河郡		南会津郡	六、〇二三、五〇〇円
須賀川市	六、〇九八、一〇〇円	河沼郡	五、五九六、〇〇〇円
岩瀬郡		大沼郡	五、九七六、七〇〇円
喜多方市	五、七九六、一〇〇円	東白川郡	六、三〇四、二〇〇円
耶麻郡		石川郡	六、九二七、四〇〇円
相馬市	六、九五七、七〇〇円	双葉郡	六、二六七、五〇〇円
相馬郡新地町			
二本松市	五、九四〇、一〇〇円		

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三一、八四八  
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四〇、三九四

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市	選挙区	
一六、三八六	一一、二八〇	二二、八四四	二六、四八三	三〇、五九三	九二、九三〇	八八、八五七	三三、八四一	七八、七六四		
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	伊達市伊達郡	南相馬市相馬郡飯館村	田村市田村郡	選挙区
一九、〇一六	一一、一五八	九、六五六	八、三四〇	六、八一	八、五二八	一〇、七三七	二九、二二〇	二〇、三七六	一九、六四〇	